

新潟市立図書館に併設する施設使用料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月3日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第45号

新潟市立図書館に併設する施設使用料徴収規則の一部を改正する規則

新潟市立図書館に併設する施設使用料徴収規則（平成19年新潟市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第1項及び第4条第4項中「第12条第1項ただし書」を「第12条ただし書」に改める。

第6条から第11条までを削り、第12条を第6条とする。

別記様式第7号を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。